

**【第4期】緊急事態措置期間**  
**8月27日(金)から9月12日(日)営業分の協力金について**

令和3年9月24日作成

**<申請方法の目安>**

次のア、イ、ウのいずれかの方法で、「一日あたりの売上高※」を計算してください。※消費税及び地方消費税を除く

※テイクアウトやデリバリーを行っている飲食店で、店内飲食に係る売上高と、テイクアウト等の売上高が混在している場合、店内飲食のみの売上高を分離し、当該店舗の売上高としてください。

※宿泊施設についても、宿泊料金と飲食料金を分離し、飲食料金を当該施設の売上高としてください。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

**ア：【9月方式】 令和元年または令和2年の9月の売上高の合計÷31日（9月の  
暦日数）**

**イ：【期間合計方式】 令和元年または令和2年の8月と9月の売上高の合計÷61  
日（8月と9月の暦日数の合計）**

**ウ：【時短要請日方式】 令和元年または令和2年の8月27日から9月12日の売  
上高の合計÷17日（要請の暦日数）**

※少数点以下は切り上げになります。（例：29,032.25806円→29,033円）

1日あたりの売上高がすべての店舗で10万円以下の場合

申請方法は**簡易申請**となります。

◆確定申告書や売上台帳の提出は不要です。

◆一店舗あたりの支給額：68万円／店舗です。一律です。

（計算式）1日あたりの協力金単価4万円（下限額）×17日＝68万円

1日あたりの売上高が10万円を超える店舗がある場合

申請方法は**通常申請**となります。

◆確定申告書や売上台帳の提出が必要です。

◆中小企業・個人事業主の場合：

・売上高方式で計算した時は、下限額68万円～上限額170万円

・売上高減少額方式で計算した場合は、下限額0円～上限額340万円

※売上高減少額方式で計算した結果、0円～68万円未満の場合は、簡易申請（68万円）あるいは売上高方式の下限額（68万円）のどちらかの方法で申請してください。

◆大企業の場合：下限額0円～上限額340万円

※大企業は通常申請（売上高減少額方式）に限ります。

◆売上高情報シートの添付が必要になります。

※売上高情報シートは HP に掲載しています。

＜協力金の算出方法（**通常申請**の場合）＞※店舗ごとに支給されます。

1. 1日あたりの売上高の算出方法（ア～ウのいずれかを選択）

令和元年または令和 2 年の売上高（消費税及び地方消費税を除く）を用いてください。

ア 9月方式 【計算式】9月の売上高÷30日

イ 期間合計方式 【計算式】8月と9月の売上高合計÷61日

ウ 時短要請日方式 【計算式】8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日

※少数点以下は切り上げになります。（例：29,032.25806円→29,033円）



2. 協力金単価の算出方法（AまたはBのどちらかを選択、千円未満切り上げ）

※計算結果が下限額以下の場合は下限額、上限額以上の場合は上限額となります。

A 売上高方式

【計算式】「令和元年または令和 2 年の 1 日あたりの売上高」×0.4

下限額：40,000円、上限額：100,000円

B 売上高減少額方式

【計算式】（「令和元年または令和 2 年の 1 日あたりの売上高」

－「令和 3 年の 1 日あたりの売上高」）×0.4

下限額：0円、上限額：200,000円

※千円未満は切り上げになります。（例：79,023円→80,000円）

※大企業の場合は、売上高減少額方式のみ選択

※ア・イ・ウ、A・Bの組み合わせは、店舗ごとに選択できます。



3. 協力金の算出方法

※協力金単価が、下限額以下の場合は下限額、上限額以上の場合は上限額となります。

【計算式】協力金単価×17日

※売上高方式で計算した場合の協力金の額：

下限額 680,000円～上限額 1,700,000円

※売上高減少額方式で計算した場合の協力金の額：

下限額 0円～上限額 3,400,000円

※申請額計算の補助として Excel シート「売上高情報シート」を HP に掲載しています。

<協力金の額の算出例（通常申請の場合）>

(ア) 9月方式×(A) 売上高方式

■令和2年9月の売上高：130万円

$130 \text{万円} \div 30 \text{日} = 43,333.3333 \text{円} \doteq 43,334 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$43,334 \text{円} \times 0.4 = 17,333.6 \text{円} \doteq 18,000 \text{円}$  (※千円未満切り上げ)

・・・18,000円 ≤ 40,000円 (下限額)

⇒協力金単価：40,000円※

※算出結果が下限額(40,000円)以下のため、  
協力金単価は40,000円になります。

協力金の額 = 40,000円 × 17日 = 680,000円

(イ) 期間合計方式×(A) 売上高方式

■令和2年8月と9月の売上高：800万円

$800 \text{万円} \div 61 \text{日} = 131,147.5409 \text{円} \doteq 131,148 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$131,148 \text{円} \times 0.4 = 52,459.2 \text{円} \doteq 53,000 \text{円}$  (※千円未満切り上げ)

・・・40,000円 (下限額) < 53,000円 < 100,000円 (上限額) のため

⇒協力金単価：53,000円

協力金の額 = 53,000円 × 17日 = 901,000円

(ウ) 時短要請日方式×(A) 売上高方式

■令和元年8月27日から9月12日の売上高の合計：185万円

$185 \text{万円} \div 17 \text{日} = 108,823.5294 \text{円} \doteq 108,824 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$108,824 \text{円} \times 0.4 = 43,529.6 \text{円} \doteq 44,000 \text{円}$  (※千円未満切り上げ)

・・・40,000円 (下限額) < 44,000円 < 100,000円 (上限額) のため

⇒協力金単価：44,000円

協力金の額 = 44,000円 × 17日 = 748,000円

(ア) 9月方式×(B) 売上高減少額方式

■令和元年9月の売上高：1,150万円

令和3年9月の売上高：320万円

$1,150 \text{万円} \div 30 \text{日} = 383,333.3333 \text{円} \doteq 383,334 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$320 \text{万円} \div 30 \text{日} = 106,666.6666 \text{円} \doteq 106,667 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$(383,334 \text{円} - 106,667 \text{円}) \times 0.4 = 110,666.8 \text{円} \doteq 111,000 \text{円}$  (※千円未満切り上げ)

・・・0円(下限額) < 111,000円 < 200,000円(上限額)のため  
⇒協力金単価：111,000円

協力金の額 =  $111,000 \text{円} \times 17 \text{日} = 1,887,000 \text{円}$

(イ) 期間合計方式×(B) 売上高減少額方式

■令和2年8月と9月の売上高：1,700万円

令和3年8月と9月の売上高：150万円

$1700 \text{万円} \div 61 \text{日} = 278,688.5245 \text{円} \doteq 278,689 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$150 \text{万円} \div 61 \text{日} = 24,590.1639 \text{円} \doteq 24,591 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$(278,689 \text{円} - 24,591 \text{円}) \times 0.4 = 101,640 \text{円} \doteq 102,000 \text{円}$  (※千円未満切り上げ)

・・・0円(下限額) < 102,000円 < 200,000円(上限額)のため  
⇒協力金単価：102,000円

協力金の額 =  $102,000 \text{円} \times 17 \text{日} = 1,734,000 \text{円}$

(ウ) 時短要請日方式×(B) 売上高減少額方式

■令和2年8月27日から9月12日の売上高の合計：900万円

令和3年8月27日から9月12日の売上高の合計：750万円

$900 \text{万円} \div 17 \text{日} = 529,411.7647 \text{円} \doteq 529,412 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$750 \text{万円} \div 17 \text{日} = 441,176.4705 \text{円} \doteq 441,177 \text{円}$  (※1円未満切り上げ)

$(529,412 \text{円} - 441,177 \text{円}) \times 0.4 = 35,294 \text{円} \doteq 36,000 \text{円}$  (※千円未満切り上げ)

・・・0円(下限額) < 36,000円 < 200,000円(上限額)のため  
⇒協力金単価：36,000円

協力金の額 =  $36,000 \text{円} \times 17 \text{日} = 612,000 \text{円}$

(注意：中小企業や個人事業主の方へ) この例の場合、減少額が少ないため、協力金単価が下限額(40,000円)を下回っています。そのため、簡易申請(40,000円・一律)あるいは売上高方式(下限額40,000円)のどちらかの方法で申請してください。協力金の額 =  $40,000 \text{円} \times 17 \text{日} = 680,000 \text{円}$

## <その他>

・要請の開始日（令和3年8月27日）時点で開店から2年未満の場合で、令和元年10月の台風19号や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年8月・9月の売上高が著しく低い場合は、「新型コロナ・災害等特例」により、1日あたりの協力金単価を求めることもできます。

計算方法など、詳しくは、HPに添付の「第4期売上高情報シート（売上高方式用新型コロナ・災害等特例用）、または、第4期売上高情報シート（売上高減少額方式用新型コロナ・災害等特例用）をご覧ください。

・要請の開始日（令和3年8月27日）時点で開店から1年未満の場合は、HPに添付の「【第4期】新規開業特例について」をご覧ください。

計算方法については、「第4期売上高情報シート（新規開業特例用）、または、第4期売上高情報シート（売上高減少額方式用新規開業特例用）をご覧ください。